

四日市市告示第 3 7 9 号

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

平成 2 7 年 9 月 3 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱(平成 2 5 年四日市市告示第 5 0 7 号)  
の一部を次のとおり改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、「介護施設」とは、<u>別表に掲げる施設をいう。</u></p> <p>(補助対象経費及び補助金額等)</p> <p>第 5 条 <u>補助金の対象となる施設、補助単価及び単位は、別表の定めるとおりとする。</u></p> <p>2 <u>補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費の実支出額(算定にあたっては、介護施設の開設前 6 月間を上限と</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、「介護施設」とは、<u>次に掲げる施設をいう。</u></p> <p>(1) <u>定員 2 9 人以下の次の施設</u></p> <p>ア <u>小規模特別養護老人ホーム</u></p> <p>イ <u>小規模介護老人保健施設</u></p> <p>(2) <u>認知症高齢者グループホーム</u></p> <p>(3) <u>小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p>(補助対象経費及び補助金額等)</p> <p>第 5 条 <u>補助金の額は、介護施設ごとに、定員数に 1 人あたり 6 0 万円を乗じて得た額と介護施設の開設のために必要な経費として別表に掲げる経費の実支出額(算定にあたっては、介護施設の開設前 6 月間を上限とする。)の合計額を比較して少ない方の額とする。</u></p> <p>2 <u>小規模多機能型居宅介護事業所の定員数は、宿泊定員数とする。</u></p> |

する。)の合計額とする。

(1) 開設前の看護職員、介護職員等の  
雇い上げ経費

(2) 職員研修にかかる経費

(3) 開設に当たっての普及啓発経費

(4) 職員の募集に要する経費

(5) 開設に当たっての周知・広報に  
要する経費

(6) 開設に必要な備品購入に要する  
経費

(7) 開設準備に要する事務経費

(8) その他市長が認める開設に必要な  
経費

3 補助金の交付額は、補助対象施設ご  
とに別表に定める施設の区分ごとに、補  
助単価に単位の数を乗じて得た額と対  
象経費の実支出額の合計額を比較して  
少ない額とすることとし、補助金額に  
1,000円未満の端数が生じた場合に  
は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じ  
た場合は、これを切り捨てる。

改正後

別表（第2条及び第5条関係）

補助金の対象となる施設、補助単価及び単位は次のとおりとする。

| <u>補助金の対象施設</u>                                   | <u>補助単価</u>  | <u>単位</u>  |
|---|--------------|------------|
| <u>地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人<br/>以下の特別養護老人ホームをいう。）</u> | <u>621千円</u> | <u>定員数</u> |
| <u>小規模介護老人保健施設（定員29人以下の<br/>介護老人保健施設をいう。）</u>     | <u>621千円</u> | <u>定員数</u> |

|                             |          |       |
|-----------------------------|----------|-------|
| 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） | 621千円    | 定員数   |
| 小規模多機能型居宅介護事業所              | 621千円    | 宿泊定員数 |
| 看護小規模多機能型居宅介護事業所            | 621千円    | 宿泊定員数 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所         | 10,300千円 | 施設数   |

| 改正前                       |  |
|---------------------------|--|
| 別表（第5条第1項関係）              |  |
| (1) 開設前の看護職員、介護職員等の雇い上げ経費 |  |
| (2) 職員研修にかかる経費            |  |
| (3) 開設に当たっての普及啓発経費        |  |
| (4) 職員の募集に要する経費           |  |
| (5) 開設に当たっての周知・広報に要する経費   |  |
| (6) 開設に必要な備品購入に要する経費      |  |
| (7) 開設準備に要する事務経費          |  |
| (8) その他市長が認める開設に必要な経費     |  |

附 則

（施行期日）

- この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 改正後の四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する補助金から適用し、同日前に交付決定した補助金については、なお従前の例による。